

岩手県告示第138号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき行う二級建築士試験及び木造建築士試験の実施計画について、財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり報告があった。

平成25年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士 平成25年7月7日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士 平成25年7月28日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士 平成25年9月15日(日)午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士 平成25年10月13日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 試験地 盛岡市

(2) 試験場 国立大学法人岩手大学 盛岡市上田三丁目18番8号

3 受験手続 次のいずれかにより受験の申込みを行うこと。

(1) 受付場所における受験申込み

ア 受付場所及び受付期間

受付場所	受付期間
盛岡市上ノ橋町1番50号 岩織ビル2階会議室	平成25年4月11日(木)から同月15日(月)まで
釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎会議室	平成25年4月11日(木)及び同月12日(金)

イ 受付時間 午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法 受験申込書をアの場所に直接持参すること。

(2) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みは、二級建築士試験にあつては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者又は木造建築士試験にあつては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者で、平成24年以前の当該建築士試験の受験票又は合否の通知書を受験申込書に貼付できる者に限り、行うことができるものとする。

なお、離島等で直接申込みができないなどのやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者についても、郵送による受験申込みができるものとする。

ア 受付期間 平成25年3月19日(火)から同年4月3日(水)までとし、平成25年4月3日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受験申込方法 財団法人建築技術教育普及センター（郵便番号104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号）に、簡易書留で郵送すること。

(3) インターネットによる受験申込み

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) において必要な事項を入力すること。

なお、インターネットによる受験申込みは、二級建築士試験にあつては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者又は木造建築士試験にあつては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者で、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り、行うことができるものとする。

ア 受付期間 平成25年3月28日(木)から同年4月3日(水)まで

イ 受付時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

4 その他 詳細については、財団法人建築技術教育普及センター（東京都中央区京橋二丁目14番1号 電話番号03-5524-3105）

に問い合わせること。